

令和5年度 岩手県農薬管理使用アドバイザー 認定試験問題

(留意事項)

- 1 試験問題数は24問、試験時間は60分です。
- 2 設問ごとに答えを1つ選んで、その番号を各問題右下の に記入してください。
- 3 に、番号以外を記入した場合、番号を2つ以上記入した場合は「無効」となります。
- 4 本試験は、研修受講時に自らが記入したノートを見ることは可としますが、研修テキスト（農薬概説）及びその他配布された資料を見ることは禁じます。
- 5 問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- 6 問題は、試験問題1ページから12ページまでです。落丁、印刷ミスがある場合には、挙手してください。
- 7 試験時間終了前に解答記入が終わった者は、挙手し、問題用紙と受講票を合わせて試験官に提出したのち、忘れ物のないように静かに退室してください。
- 8 不正行為をした者は、試験を中止し、退室いただきます。
- 9 試験終了時間には、必ず試験を終了し退室してください。（終了後も試験を継続した場合は試験結果を無効とします。）
- 10 下欄に「受講番号」及び「氏名」を記入して開始の合図までお待ちください。

受講番号		氏名	
------	--	----	--

*問題は全部で24問あります。設問ごとに答えを1つ選んで、その番号を各問題右下の に記入してください。

問1 植物防疫法第一条（法律の目的）について、空欄に当てはまる正しい語句の組み合わせを（1）～（4）から1つ選び、番号を書きなさい。

第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物（ a ）し、及びそのまん延を防止し、もつて（ b ）の安全及び助長を図ることを目的とする。

- | | |
|---------------------|---------|
| （1）（a）の発生を予防し、これを駆除 | （b）労働者 |
| （2）（a）を駆除 | （b）労働者 |
| （3）（a）の発生を予防し、これを駆除 | （b）農業生産 |
| （4）（a）を駆除 | （b）農業生産 |

解答

問2 総合的な病虫害・雑草管理（総合防除、IPM）に関する次の記述について、正しいものを1つ選び、番号を書きなさい。

- （1）農薬で防除するので、予め病虫害・雑草の発生しにくい環境を整える必要はない。
- （2）経済的な被害が生じても、化学農薬の使用量を削減すべきである。
- （3）発生予察情報等の活用により、病虫害の発生状況に応じて防除を行う。
- （4）病虫害は、同じ農薬を連用して、完全に駆除する必要がある。

解答

問3 農薬の分類・特性に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 殺菌剤は、有害な菌（病原細菌、病原糸状菌）を防除する剤であるが、植物の病害に対する抵抗性を誘導する薬剤はない。
- (2) 殺虫剤には、殺ダニ剤、殺線虫剤は含まれない。
- (3) 交信かく乱剤は、昆虫の雌が雄を誘引するために気中に放出する物質（性フェロモン）を製剤化したもので、雄を殺虫する。
- (4) 展着剤は、それ自体に薬効を持たず、散布薬液の湿展（ぬれ）、乳化、分散、浸透、固着、懸濁、消泡などの物理性を高める。

解答

(4)

問4 農薬の施用技術に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬を散布する際、一般に散布粒子が小さいほど作物体への付着が良く、ドリフトによる散布ロスや散布者の暴露あるいは周辺への飛散は少ない。
- (2) 農薬の散布はできるだけ風の強い時間帯に行う。
- (3) 水田は面積が大きく足場が悪いため、投げ込み剤やフロアブル剤の田植え同時処理など、省力的な施用法が普及している。
- (4) 無人航空機による防除は実施面積が年々増加しているが、水稻病虫害防除での利用に留まっている。

解答

(3)

問5 農薬取締法第1条(法の目的)について空欄に当てはまる言葉を選び、番号を書きなさい。

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、()に寄与することを目的とする。

- (1) 公共の福祉の増進
- (2) 国民の生活環境の保全
- (3) 食品の安全性の確保
- (4) 保健衛生上の危害防止

解答

問6 農薬取締法第2条(定義)に関する次の記述について、正しいものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 「農薬」とは、農作物等の病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤等であり、展着剤、交信攪乱剤は含まない。
- (2) 「農薬」には、農作物等の生理機能の増進・抑制に用いる成長促進剤や発芽抑制剤も含まれる。
- (3) 「農作物等」とは、農作物と庭木のことを指し、街路樹、森林、芝生などは含まない。
- (4) 「病虫害」とは、農作物等を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他動植物又はウイルスのことで、不快害虫や衛生害虫も含む。

解答

問7 農薬取締法のうち販売者および販売者の義務に関する次の記述について、正しいものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 「販売者」とは、農薬を販売（授与は含まない）する者のことである。
- (2) 農薬販売者は、新たに販売を開始する場合はその開始の日の1週間前までに、届出事項を変更又は廃止した場合にあっては、変更又は廃止の日から2週間以内に届出をしなければならない。
- (3) 農薬販売者は、帳簿を備え付け、農薬の種類別に、譲受数量及び譲渡数量を記載し、これを保存しなければならない。
- (4) 農薬販売者は、販売する農薬の有効成分の含有濃度については虚偽の宣伝をしてはならないが、その効果に関しては、わかりやすいように誇張して宣伝すべきである。

解答

(3)

問8 農薬取締法のうち使用者の義務に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 何人も、容器又は包装に法の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならない。
- (2) 農薬取締法第25条で定められた基準（農薬使用基準）は努力義務なので、違反して農薬を使用しても罰則はない。
- (3) 住宅、学校、保育所、病院、公園等の公共の敷地周辺で農薬の散布する際は、農薬の飛散防止に努める。
- (4) 農薬の使用者には使用年月日、農薬名、作物名、使用場所、使用量・希釈倍数等の農薬使用実績を記帳する努力義務がある。

解答

(2)

問9 次の文章は毒物及び劇物取締法についての記述である。誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 毒物又は劇物を販売しようとする者は、都道府県知事等の登録を受けなければならない。
- (2) この法律は毒物劇物営業者の遵守事項等を定めたものであり、農家等の毒物劇物使用者に対しても適用される。
- (3) 毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を直接取り扱う店舗に毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。
- (4) 毒物劇物販売業者は、18歳未満であっても身元が明らかな者であれば、毒物劇物を交付することができる。

解答

(4)

問10 次の文章は毒物及び劇物の取扱いについての記述である。誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐため、保管場所に鍵をかけるなどの措置を講じなければならない。
- (2) 不要になった毒物又は劇物を廃棄する場合、その廃棄を法に定められた方法により適正に廃棄することとされているが、農家等の毒物劇物使用者にはこの規定は適用されない。
- (3) 毒物を保管する場所には「医薬用外毒物」の表示を、劇物を保管する場所には「医薬用外劇物」の表示をそれぞれ行わなければならない。
- (4) 毒物又は劇物を保管する容器に、飲食物の容器として通常使用されるものを使用してはならない。

解答

(2)

問11 食品衛生法に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。
- (2) 厚生労働大臣は、公衆衛生上の見地から、販売用の食品、添加物等の規格基準を定めることができる。
- (3) 食品衛生法で、自らの責任において販売食品等の安全性を確保する義務があるとされる「食品等事業者」には、農業における食品の採取業は含まれない。
- (4) 食品衛生法に基づき、都道府県等は食品衛生に関する監視指導の計画を定め、それに基づき流通食品等の監視指導を行う。

解答

(3)

問12 残留農薬等の基準に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 食品の成分に係る規格が定められている農薬等については、「残留基準」を超えて残留する食品の流通が禁止されている。
- (2) 残留基準が定められていない農薬については、「一律基準」として設定された1ppmを超えて残留する食品の流通が禁止されている。
- (3) 食品に残留した場合であっても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものについては、基準適用の対象外とし、厚生労働大臣が指定している。
- (4) 厚生労働大臣は、食品に残留する農薬の量の限度を定めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供等の協力を求めることができる。

解答

(2)

問 13 害虫防除に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 害虫は1年のほぼ定まった時期に発生してくる。ただし、その年々の気温など気象条件には若干の変動があるため、発生時期は年により若干の早晚がある。
- (2) バイオタイプとは、分類学上同じ種の害虫だが、遺伝子レベルでは違う種内グループのことである。バイオタイプが違ると、効果のある殺虫剤が大きく異なる場合がある。
- (3) 害虫の発生源となる周辺雑草を除去したり、害虫の発生盛期を過ぎてから栽培を始めることも耕種的防除のひとつである。
- (4) 薬剤抵抗性が発達しやすい害虫は、発生世代数に関係なく、体の大きいチョウ目や体が硬いコウチュウ目などである。

解答

(4)

問 14 植物の病害に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 植物の病気は、主因（病原体）・素因（宿主）・誘因（環境）の三要因が重なってはじめて成立する。
- (2) 病気の最初の発生源となるものは第一次伝染源と呼ばれる。
- (3) 病気の発生に関係する環境要因には、気象や土壌条件にからむ自然環境と栽培や施肥法など人が作り出す人為的環境とがある。
- (4) 病害防除に用いられる農薬には、必ず病気の原因である細菌や糸状菌といった病原体を殺す作用がある。

解答

(4)

問 15 環境にやさしい防除法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を
きなさい。

- (1) 環境保全型農業とは、地域で従来から行われている方法を、生態系が有する機能を活用することで、生産性を維持しながら環境負荷の少ない方法に是正するということが要点である。
- (2) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）は、化学農薬を中心に組み立て、その他の病害虫制御技術や被害防止手段が互いに矛盾することがあっても、考えうる対策を全て講じて病害虫防除をしようという考え方である。
- (3) IPMに基づく害虫防除では、被害をなくすために害虫を全滅させる必要はなく、防除による増収効果と防除コストのバランスで評価する必要がある。
- (4) 病害虫の防除にあたっては、化学農薬の使用だけでなく、耕種的、物理的、生物的な防除方法も組み合わせる。

解答

(2)

問 16 雑草の種類及び防除方法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 雑草の種類は土壌の乾湿により大きく異なる。主な水田雑草としては、タイヌビエやクログワイ、主な畑雑草としては、メヒシバやスベリヒユなどが挙げられる。
- (2) 播種・植え付け後、一定期間雑草の発生を抑えることで、その後は作物の繁茂により光を遮り、雑草の発生や生育を抑えることができる。この播種または植え付け後、雑草の発生や生育を抑えて、雑草害の回避できる一定期間のことを除草必要期間という。
- (3) 水稲で広く用いられている一発処理剤は対象雑草が広く、残効も長いため、いかなる土壌条件であっても、1回の処理だけで十分な除草効果を期待できる。
- (4) 同じ成分を含む薬剤を連用することにより、薬剤に抵抗性をもつ雑草が発生する可能性がある。こうした雑草が発生させないために、同じ成分を含む薬剤の長期間の連用は避ける必要がある。

解答

(3)

問17 農薬のリスク評価と安全性に関する記述のうち、正しいものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 近年の農薬は毒性が低下しているため、圃場外への飛散等による周辺作物や近隣住民へのリスクはあるが、散布者へのリスクは考えなくてよい。
- (2) 収穫物の残留農薬リスクは、実験動物を用いた毒性試験に基づきヒトに対する摂取許容量を求め、許容量以下となる使用方法を策定している。
- (3) 農薬の環境（水域の生活環境動植物、有用動植物等）へのリスクに関する評価は、農薬使用上の注意に反映されていないため、指導機関へ相談する必要がある。
- (4) 農薬を作物に散布する際には、散布対象作物へのリスク（薬害）は考えられるが、生態系への影響はリスクとはならない。

解答

(2)

問18 農薬の毒性評価や各種基準等に対する記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬の毒性試験結果から、ADI（一日摂取許容量）とARfD（急性参照用量）が設定される。
- (2) 作物残留試験とは、申請されている農薬を使用した場合に、最終的に農産物に残留する農薬の濃度を把握する試験である。
- (3) 農薬登録基準は、農薬取締法に基づき設定されている。
- (4) ADI（一日摂取許容量）とは、ヒトがその農薬を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される摂取量のことである。

解答

(4)

問19 農薬使用者の責務等に関する記述のうち、正しいものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬を使用した場合には、使用年月日、使用農作物、使用農薬の種類や希釈倍数等を帳簿に記載するよう努める。
- (2) 食用農作物及び飼料用農作物に対して農薬を使用する場合は、農薬使用基準に違反しても、努力義務であるため罰則の対象にはならない。
- (3) ミニトマトは、トマトと作物の大きさや栽培形態は異なるが、名前や形状が類似しているため、トマトに使用できる農薬は全て使用してもよい。
- (4) 同一の有効成分の総使用回数を超過したとしても、異なる薬剤を使用した場合であれば農薬使用基準違反にはならない。

解答

(1)

問20 農薬の安全使用に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬による中毒事故の原因には、管理不良、泥酔等による誤飲誤食が含まれる。
- (2) 農薬の散布は、上昇気流が起きやすい暑い日中に行う。
- (3) 農薬の調製時にも、マスクや手袋、保護メガネ等の防護装備を着用する。
- (4) 残った農薬は、ペットボトルや瓶などの他の容器に移し替えてはならない。

解答

(2)

問21 環境や周辺住民に対する配慮に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 住宅地や公園等では、住民や子ども等が農薬を原因とする健康被害にあわないように、農薬の使用回数や量の削減等の配慮が必要である。
- (2) 家畜等に対する安全を確保するため、畜産農家や養蜂家等と農薬散布について事前に十分に話し合っておく必要がある。
- (3) 水田での農薬の使用に当たっては、決められた「止水日数」を守り、水系への流出を防ぐことが大切である。
- (4) 公園・街路樹等における病害虫・雑草管理では、農薬を散布する場合に住民へ周知するなどの配慮を行っていれば、農薬散布以外の防除方法を検討する必要はない。

解答

(4)

問22 農薬飛散（ドリフト）防止対策に関する記述のうち、正しいものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) ドリフトは散布者が農薬被曝する一因である。
- (2) 散布粒子の大きさによるドリフトのリスクは、粒子が大きいほど高くなる。
- (3) 農薬は風が弱いときに散布するため、風向に気を付ける必要はない。
- (4) 農薬散布の際、自身がドリフトに十分に気を付けていれば、周辺農作物の栽培者と連携した取組は必要ない。

解答

(1)

問23 岩手県農薬管理使用アドバイザーに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、岩手県知事が認定する資格であり、他の都道府県にも同様の制度がある。
- (2) 岩手県農薬管理使用アドバイザーの認定制度は、農薬取扱者等の資質の向上を図るとともに、本県における農薬の安全かつ適正な使用の推進に寄与することを目的としている。
- (3) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、農薬の特性、病虫害及び雑草の防除等に関する正しい知識の修得及び普及を行う。
- (4) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、農薬取締法の知識を有すれば良く、関連する法令の知識は不要である。

解答

(4)

問24 岩手県農薬管理使用アドバイザーの役割に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬の使用者に対し、指導助言を行い、農薬の安全かつ適正な使用を推進する。
- (2) 都道府県が行う農薬の安全使用の推進活動・研修会に積極的に参加する。
- (3) 農薬の使用者に対し、農薬の使用状況を確認するため、立入検査や取締を行う。
- (4) 農薬の適正使用について、自らも率先してこれを行う。

解答

(3)
